

中小企業支援制度 ガイドブック



厚木市マスコットキャラクター

あゆむ回ちん

令和8年4月

厚木市

中小企業支援制度ガイドブック 目次

◆ 厚木市の中小企業向け支援一覧	巻頭 1~2
1 金融支援	1
2 立地支援	6
3 経営支援・相談	10
4 起業・創業支援	11
5 技術・開発、販路開拓支援	12
6 勤労者支援	17
7 その他	23

◆厚木市の中小企業向け支援一覧◆

金融支援		立地支援	経営支援・相談			起業・創業支援	技術・開発 販路開拓支援		
お金を借りる	借りた時のサポート	厚木に進出する	相談する			創業について学ぶ	設備を導入する 販路を拡大する		
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
中小企業融資制度	利子補給制度	信用保証料補助制度	企業立地サポート事業	企業巡回訪問相談	相談サポート	起業・経営なんでも相談会	あつぎ起業スクール	特許等出願支援補助金	IT・IoT導入補助金 (ロボット関連産業等促進事業補助金)
1	5	5	6	10	10	10	11	12	13

技術・開発 販路開拓支援	勤労者支援	
設備を導入する 販路を拡大する	従業員を雇用する	福利厚生を充実させる

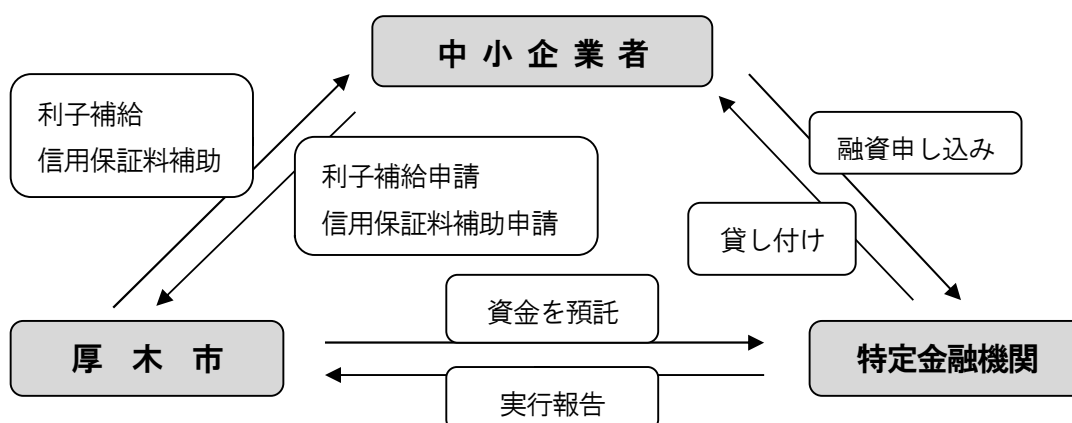
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
中小企業設備投資促進事業補助金	見本市等出展事業補助金	中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金	障害者雇用奨励交付金	高年齢者継続雇用奨励補助金	勤労者奨学金返済助成金	中小企業人材確保支援事業費補助金	中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金	中小企業退職金等共済掛金補助金	勤労者の福利厚生（ハートピア）	厚木公共職業安定所（ハローワーク厚木）
14	15	15	17	17	18	19	19	20	21	22

1 金融支援

(1) 厚木市中小企業融資制度

市内中小企業者による事業の育成と振興のため、厚木市と特定金融機関（4 ページに掲載）が協調して行う低利の融資制度です。併せて「利子補給制度」や「信用保証料補助制度」を利用することにより、融資に係る経費を低く抑えられます。

お申し込みは、特定金融機関へお願いします。



融資の対象

次のア～エの全てに該当する方。

ア 資本金の額（出資総額）または常時使用する従業員の数が、次のいずれかに該当している。

区 分	資本金（出資額）	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
医 療 法 人	—	300人以下

イ 市内において1年以上継続して事業を営んでいる個人、中小企業者または協同組合など。個人の場合は、市内に1年以上にわたって住所を有している。

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する特定事業（県信用保証協会の保証対象外業種を除く）を営んでいる。

エ 行政庁の許認可を必要とする事業については、その許認可等を得ている。

ただし、次のいずれかに該当する方は利用できません。

(ア) 市税を完納していない

(イ) 返済能力がないと認められる

(ウ) 市の融資制度を不正に利用した

(エ) 金融機関から取引停止処分を受けている

(オ) 県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない

厚木市中小企業融資制度の概要

資金の種類		利用資格	信用保証	資金使途	融資限度額 (注)	
一般的な 事業資金 が必要な方	事業 資金	運転資金	中小企業者	必要に 応じて、特 定金融機 関が定め る	運転資金	5,000万円
		設備資金			設備資金	5,000万円
		一時資金			中元、年末ま たは決算時 の運転資金	500万円
小規模な 事業を営む 方	小口零細企業資金	従業員が20人（商業、 サービス業の場合は5人 ※）以下の小規模企業者 ※医業を主たる事業とす る法人、宿泊業・娯楽業 を事業とする小規模企業 者は20人以下	小口零細 企業保証	運転資金 設備資金	全国の信用保証協会の 保証付き融資残高との 合計で 2,000万円	
売り上げや 利益が減少 している方、業況の 悪化している業種に該 当されている方	景気 対策 資金	景気対策資金	最近3か月または6か月の 売上高又は売上総利益 の合計が、直近3か年の いずれかの年の同期に比 べて減少している中小企 業者	必要に 応じて、特 定金融機 関が定め る	運転資金 設備資金 借換(※)	5,000万円
		景気対策資金 (別枠資金)	中小企業信用保険法第2 条第5項に該当し、市長 の認定を受けた中小企業 者	経営安定 関連保証	※借り換 えについ ては国の 資金繰り 円滑化借 換保証制 度の対象 となるも のに限 る。	8,000万円
		危機関連資金	中小企業信用保険法第2 条第6項に該当し、市長 の認定を受けた中小企業 者	危機関連 保証		8,000万円

(注) 同一資金は、各資金の限度額まで再融資を受けられます。

令和8年4月1日現在

利率 (固定)	融資期間	返済方法	お申込み先	利子補給制度	信用保証料補助制度	
年1.90%以内 ただし1年以内の場合 年1.80%以内	7年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内	特定金融機関 (別掲のとおり)	制度対象外	制度対象	
年1.90%以内 ただし3年以内の場合 年1.80%以内	10年以内			制度対象		
年1.70%以内	6か月以内			制度対象外		
年1.90%以内 ただし3年以内の場合 年1.70%以内	10年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内		制度対象		
年1.50%以内	7年以内	割賦返済 据置期間 1年以内		特定金融機関 (別掲のとおり)		制度対象
	10年以内					
	10年以内		制度対象			

特定金融機関（金融機関コード順）

金融機関名	支店名
みずほ銀行	厚木支店
三菱UFJ銀行	本厚木支店・厚木支店
三井住友銀行	厚木支店
りそな銀行	厚木支店・海老名支店・伊勢原支店
群馬銀行	相模原支店
横浜銀行	愛川支店・厚木支店・緑ヶ丘支店・森の里支店・愛甲石田支店
山梨中央銀行	相模原支店
静岡銀行	厚木支店
スルガ銀行	厚木支店・厚木鷲尾支店
神奈川銀行	相模台支店・平塚支店
静岡中央銀行	厚木支店・平塚支店・綾瀬支店・善行支店・座間支店・番田支店 中央林間支店
きらぼし銀行	海老名支店・厚木支店
横浜信用金庫	海老名支店
平塚信用金庫	厚木支店・妻田支店・愛甲石田支店・荻野支店
中栄信用金庫	本店営業部・愛甲石田支店・伊勢原支店・渋沢支店・東海大学駅前支店・南支店・鶴巻駅前支店・曲松支店・秦野駅前支店・鶴巻中央支店・伊勢原南口支店・金目支店・平塚支店・旭支店・岡崎支店・開成支店
中南信用金庫	厚木南支店・林支店・高森支店
城南信用金庫	厚木支店
相愛信用組合	本店・半原支店

【注意】

- ※ 融資制度や助成制度の内容は、経済状況などによって年度途中でも変更する場合があります。
- ※ 特定金融機関が必要と認めたときは、信用保証を付したり、担保・保証人を徴したりすることがあります。
- ※ 市で融資の手続きはできません。金融機関に対する融資のあっせんも行っていません。

(2) 利子補給制度

市融資制度の各資金*、県制度融資の創業支援融資、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の利用者が、金融機関へ支払った利子の一部を補助します（*運転資金、一時資金は対象外）。

毎年1月1日から12月31日までに支払った利子の一部が対象です。

補助対象資金	対象期間	補助額
市融資制度の各資金 （運転資金、一時資金は対象外）	融資実行月 から36か月 を限度	支払った約定利子額の 50%以内 （上限20万円）
日本政策金融公庫小規模事業者 経営改善資金（マル経資金）		
県中小企業制度融資*の 創業支援融資	融資実行月 から24か月 を限度	○新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット4号について令和6年6月までに認定を受けた「景気対策資金（別枠）」の利用者は、48か月を限度に補助上限額が50万円となります。

* 県中小企業制度融資の問い合わせ先

県産業労働局中小企業部金融課 電話 045-210-5677

(3) 信用保証料補助制度

市融資制度の各資金、県制度融資の創業支援融資の利用者が、県信用保証協会へ支払った信用保証料を補助します。

補助対象資金	補助額
市融資制度の各資金	支払った信用保証料の50%以内 （上限20万円）
県中小企業制度融資*の 創業支援融資	

※ 申請は年度内に1回のみ

【注意】

信用保証料補助金を受けた方で次に該当する場合は、同補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- 1 交付決定後6か月以内に、市外へ転出・移転、営業を取りやめたとき。
- 2 繰上償還をして、信用保証協会から保証料の返還を受けたとき。

2 立地支援

(1) 企業立地サポート事業

平成21年4月1日に「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」を策定し、「企業立地サポート事業」として積極的な企業誘致を進めています。

この事業では、工場や研究所などの新設、増設を行う企業に対して、固定資産税などの負担を軽減するとともに各種奨励金を交付することで、新たな企業の進出と既存企業の事業拡大を支援します。

■ 要件 設備投資奨励金は要件が異なります。

対象業種	投下資本額※		
製造業	大企業 3億円以上	中小企業 5,000万円以上	小規模企業 3,000万円以上
自然科学研究所			
情報通信業	大企業 5,000万円以上	中小企業 5,000万円以上	小規模企業 3,000万円以上
卸売・小売業(東名厚木IC周辺地区、本厚木駅周辺地区に限る。)			

※ 投下資本額…新たな立地に伴って市内に取得した土地、家屋、償却資産の合計額(消費税は除く)
 ※ リース契約による償却資産の導入については対象外
 ※ 国等の補助金(神奈川県企業等の立地及び設備投資の促進を目的とするものは除く)を受けている場合や、同一の企業グループから資産を取得した場合、投下資本額からそれらの額を除く

■ 対象地域

市内全域。特に企業誘致を推進するエリアとして、「特定誘致地区」を設定し、税の優遇措置を拡大しています。

特定誘致地区	東名厚木IC周辺地区 本厚木駅周辺地区 森の里及び周辺地区 内陸工業団地	厚木流通団地 酒井土地区画整理事業用地 長谷厚木流通センター周辺地区 尼寺工業団地周辺地区
--------	---	--

■ 戦略産業

地域経済への波及効果が大きく、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化のため重点的に誘致を図る産業分野です。戦略産業に該当する場合、戦略産業奨励金が交付されます。

戦略産業	環境の関連産業 エネルギーの関連産業 医療福祉の関連産業 防災の関連産業	食品の関連産業 流通の関連産業 情報の関連産業(データセンターなど)
------	---	--

■ 奨励措置の内容

◆支援1 固定資産税・都市計画税の税制優遇（5年間）

特定誘致地区	戦略産業	1～5年目	課税免除
	戦略産業以外の製造業等	1～2年目	課税免除
		3～5年目	不均一課税（1/5に軽減） 固定資産税（0.28/100） 都市計画税（0.04/100）
特定誘致地区以外の 市内全域	戦略産業及び戦略産業以 外の製造業等	1～5年目	不均一課税（1/5に軽減） 固定資産税（0.28/100） 都市計画税（0.04/100）

※立地日の6か月前までに企業立地等計画書、立地日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要（以下、支援2・3・6・7も同様）

◆支援2 戦略産業奨励金

戦略産業に係る事業を営む企業等が立地した場合に交付

対象	奨励金の額	限度額
大企業	立地に係る投下資本額の3%に相当する額	10億円
中小企業 小規模企業	立地に係る投下資本額の13%に相当する額	1億円

※奨励金は10年以内で分割交付

◆支援3 企業立地奨励金

中小企業・小規模企業が立地した場合に交付

対象	奨励金の額	限度額
中小企業 小規模企業	立地に係る投下資本額の10%に相当する額	1億円

※奨励金は10年以内で分割交付

◆支援4 設備投資奨励金

企業が建物の新設・増設を伴わない設備投資をした場合に交付

対象	投下資本額	奨励金の額	限度額
大企業	30億円以上	設備投資に係る投下資本額の 3%に相当する額	1億円
中小企業 小規模企業	3億円以上		1,000万円

※生産性の向上、生産の拡大、生産品の変更並びに新製品の開発及び生産を目的として、償却資産のうち機械若しくは装置を新設し、または増設した場合が対象

※戦略産業奨励金、企業立地奨励金との併用不可

※設備投資の日の6か月前までに企業立地等計画書、設備投資の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要

※奨励金は5年以内で分割交付

◆支援5 雇用奨励金

立地または設備投資に伴い、新たに市民を正規社員として雇用した場合に交付

対象	新規雇用人数	奨励金の額	限度額
正規社員	1人以上	80万円 (障害者、高年齢者、就職氷河期世代に該当する場合は100万円)	1,000万円

※立地日の前6か月以内に新たに市民を雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象

※正規社員とは、事業者等と雇用期間の定めのない雇用契約を結び、1週間の所定労働時間が30時間以上である者をいう

※就職氷河期世代とは、昭和43年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた者をいう

※高齢者とは、雇用開始の日に65歳以上の者をいう

◆支援6 ロボット産業奨励金

ロボット産業に関する企業が立地した場合に交付

対象	奨励金の額
大企業	500万円
中小企業 小規模企業	250万円

◆支援7 本社機能奨励金

企業の立地に伴い、本社機能を新たに備えた場合に交付

対象	奨励金の額
大企業	500万円
中小企業 小規模企業	250万円

※1回のみでの交付。既に市内に本社機能を有している場合は対象外

◆支援8 産業用地創出奨励金

事業を営んでいた企業等がその土地を条例適用の企業等に売却または事業用定期借地権を設定した場合に前土地所有者に対して交付

要件	奨励金の額
3,000㎡以上の産業用地	前年度の土地に係る固定資産税及び都市計画税相当額 (立地企業の操業開始後に交付)

※立地日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要

※土地の創出者が事業所を廃止したり、市外へ移転したりした場合は対象外

■ 県の助成制度・融資制度もバックアップ

県では、企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」によって企業立地をバックアップしています。

【支援を受けるための要件】

投資額	大企業：20億円以上 中小企業：5,000万円以上 ※ 大規模設備投資は40億円以上
雇用人数	大企業：30人以上 中小企業：10人以上 ※ 大規模設備投資は60人以上
対象業種	「製造業」 「電気業（発電所に限る）」 「情報通信業」 「卸売業（ファブレス企業に限る）」 「小売業（デューティーフリーショップに限る）」 「学術研究、専門・技術サービス業」 「宿泊業（旅館・ホテルに限る）」 「娯楽業（テーマパークに限る）」

【支援メニュー】

- ①企業立地促進補助金
県外からの立地、県内再投資が対象
○土地・建物・設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。
補助金額：投資額の3%（大企業）、6%（中小企業）、上限5億円
※特区を活用した場合は、投資額の6%（大企業）、12%（中小企業）、上限10億円
- ②税制措置
県外からの立地、県内再投資が対象
○不動産取得税の2分の1を軽減
- ③企業立地促進融資（中小企業・資本金10億円未満の中堅企業に限定）
県外からの立地、県内再投資が対象
○県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられます（最大10億円）。長期・固定の融資条件の設定が必要。
- ④企業誘致促進賃料補助金
県外からの立地、県内再投資する外国企業が対象（宿泊施設は対象外）
○工場、研究所、事務所などの事業所に対して、賃料に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。
補助金額：賃料月額額の3分の1を6か月分。上限600万円。

※特区制度を活用して事業展開を図る場合などには、さらなる優遇制度があります。

※対象となる産業や業種は、投資施設内の製造品や取引先などから総合的に判断されます。

業種によっては要件などが異なる場合があります。詳しくは県企業誘致・国際ビジネス課へご相談ください。

【 問い合わせ 】

県企業誘致・国際ビジネス課 企業誘致グループ 電話045-210-5573

3 経営支援・相談

市内中小企業者の経営の安定や技術力の向上、市内で起業を考えている方を支援するため、中小企業診断士などの専門家による訪問や相談会を実施しています。

起業、経営、技術的課題などのアドバイスをするとともに、市の融資制度や各種支援制度を紹介します。

(1) 企業巡回訪問相談

経営基盤の一層の安定・強化を目的に、市職員と専門家が企業へ訪問し、経営・技術的課題などのアドバイスや、各種支援制度の紹介をします。

受付日時	随時 ※ 事前に産業振興課(046-225-2832)へご連絡ください。
相談場所	お申し込みの企業へ直接訪問します。
相談員	中小企業診断士、特許活用アドバイザーなど
費用	無料

(2) 相談サポート

市内企業の経営課題やこれから事業を立ち上げる方の起業相談に対し、専門家がアドバイスします。

受付日時	随時 ※ 事前に産業振興課(046-225-2832)へご連絡ください。
相談場所	お申し込みの企業や個別に調整した場所（喫茶店など）
相談員	中小企業診断士など
費用	無料

(3) 起業・経営なんでも相談会

「起業にはどんな手続きが必要?」「DX化のために何をすればいい?」といった起業家や経営者の悩みに対し、専門家がアドバイスします。

開催日程	原則、毎月第4金曜日 ①10:00~10:50 ②11:00~11:50 ③12:00~12:50
受付日時	随時 ※ 事前に産業振興課HPからお申し込みください。
相談場所	アミューあつぎ あつぎ市民交流プラザ
相談員	中小企業診断士など
費用	無料

4 起業・創業支援

(1) あつぎ起業スクール

開業手続きの実務や事業計画の作成を学ぶことができ、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が習得できる講座です。受講後もアドバイザーが各種の相談に応じ、実際の起業までを一貫してサポートします。

この講座は産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」であり、修了者が市の証明を受けると、国の制度で一般の創業者よりも手厚い支援（会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減など）を受けられます。

対 象

市内での起業を希望する方、市内で起業して原則1年以内の方

開催時期

例年、8月下旬から原則として毎週土曜日（全6回）

5 技術・開発、販路開拓支援

市内中小企業者の研究開発や受発注機会拡大のため、各種補助制度を設けています。

利用できる中小企業者の方

- ア 市内で1年以上継続して事業を営んでいる（個人の場合は、市内に1年以上住所を有することが必要）
- イ 市税（延滞金などを含む）を完納している
- ウ 資本金（出資総額）または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当する

区 分	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

（1）特許等出願支援補助金

国内の産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を取得する市内中小企業者へ、令和8年3月16日～令和9年3月15日の出願などに要した費用の一部を補助します。

補助対象者

上記「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす方

補助対象事業

- ア 特許権（審査請求まで行っていることが必要）
- イ 実用新案権
- ウ 意匠権
- エ 商標権
- ※ 国内における権利が対象

補助対象経費（消費税、地方消費税を除く）

- ア 出願料（特許権は、出願審査請求が確認できる場合のみ）
- イ 出願審査請求手数料
- ウ 特許料・登録料（初回納付分のみ）
- エ 産業財産権取得に関して弁理士などの代理人に支払う費用

補助額

補助対象経費の2分の1以内（上限10万円）

- ※ 1,000円未満切り捨て

申請期間

事業完了から2か月以内または令和9年3月15日の早い日まで

- ※ 令和9年3月16日～31日は受付対象外

(2) IT・IoT導入補助金（ロボット関連産業等促進事業補助金）

ロボット、IT・IoT、AIなどの先端技術を、令和8年3月16日～令和9年3月15日に導入した場合、経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全てを満たす中小企業者など

- ア 12ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす
- イ 自社製品の導入ではない

補助対象事業

- ア 生産性の向上を目的としたロボット、IT・IoT、AIなど先端技術の導入に係る事業で、イ・ウの要件を満たすもの
- イ 対象経費が50万円以上
- ウ 市内の自社事業所などを対象としている

補助対象経費

- ア 機械装置、工具・器具、ソフトウェア導入費
- イ システム開発委託費
- ウ 専門家依頼経費

補助額

補助対象経費の2分の1以内

- ア IT導入事業 上限10万円
- イ ロボット・IoT・AI導入事業 上限50万円
- ※ 大学発ベンチャー企業は上限額の加算あり
- ※ 同一事業による交付申請は、年度内に1回のみ

申請期間

先端技術の導入から2か月以内または令和9年3月15日の早い日まで

※ 令和9年3月16日～31日は受付対象外

(3) 中小企業設備投資促進事業補助金

生産の拡大・効率化を図るために行った設備投資に掛かる経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全てを満たす中小企業者など

- ア 12 ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす
- イ 自社製品の設置ではない

補助対象設備

令和8年3月16日～令和9年3月15日に購入または導入した、次の全てを満たす設備

- ア 生産性の向上、生産の拡大、効率化、新製品の開発・生産のために購入した「機械及び装置」
 - ※ 法人税法施行令第13条第3号に規定し、償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2に規定するもの
- イ 総額が中小企業者で300万円（消費税・地方消費税を除く）以上
小規模企業者で200万円以上
- ウ 市内の自社敷地内（賃貸も含む）に設置する

割賦による支払いの場合

次の要件を満たす場合に補助対象となります。

- ア 契約の趣旨として物件購入が目的である
- イ 全額を必ず支払う契約となっている
- ウ 途中解約または解除が原則できない契約である
- エ リース契約の場合は、終了後に所有権が申請者に移る
- オ リース契約の場合は、期間中に申請者が固定資産税（償却資産税）を納める

補助額

- ア 中小企業者 補助対象経費の2分の1以内
 - イ 小規模企業者 補助対象経費の3分の2以内
- 営んでいる主たる業種により上限が異なります（上限額は次のとおり）。

製造業	製造業以外
200万円	100万円

- ※ 製造業は「日本標準産業分類」による ※ 1,000円未満切り捨て
- ※ 国、県、公的団体から補助金などの交付を受けている場合は、当該金額を控除した額が補助対象経費となります。同一事業者による交付申請は年度内に設備1基のみ

申請期間

設備の引渡し後2か月以内または令和9年3月15日の早い日まで

- ※ 令和9年3月16日～31日は受付対象外

(4) 見本市等出展事業補助金

自社製品の販路開拓のため、見本市・フェア・展示会などの出展に要した経費の一部を補助します。

補助対象者

12ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす方

補助対象

令和8年3月16日～令和9年3月15日に開催された見本市などで、次のいずれかの要件を満たすもの

ア 国や地方公共団体が主催、共催、後援する見本市など

イ 100以上の出展者がある国内または国外の見本市など

※ 販売が主目的となる即売会、物産展、特定団体の内部的な見本市などは対象外

補助対象経費

ア 出展料（小間料）

イ 会場設営費

ウ 運搬費

エ 資料作成費

補助額

ア（国内）補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

イ（国外）補助対象経費の2分の1以内（上限30万円）

※ 1,000円未満切り捨て

申請期間

見本市等の終了後から2か月以内または令和9年3月15日の早い日まで

※ 令和9年3月16日～31日の申請は受付対象外

※ 同一申請者による交付申請は年度内に2回まで

(5) 中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金

電気自動車の購入、電気自動車用充電器や省エネルギー機器の設置に要した経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全てを満たす中小企業者など

ア 12ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす

イ 自社製品の設置ではない

補助対象

令和8年3月16日～令和9年3月15日に導入したもの

(1) 電気自動車

- ア 使用の本拠地が市内で、事業の用として使用
- イ 新車として新たに購入
- ウ 申請者が自動車の所有者や使用者（自身が所有者とならない残価設定ローンなどでの購入の場合、そのことが分かる領収書などが必要）

(2) 電気自動車用充電器

市内の自社敷地内（賃貸も含む）に設置したものに限り

(3) 省エネルギー機器

照明（LED）や空調機器などで、環境の保全が見込まれるもの（国などが実施する省エネルギーに関する診断を受診し、改善に向けて更新するものに限り）

※ 同一申請者による交付申請は年度内に2回まで。ただし、(1)(2)を組み合わせて申請する場合は、同時申請のみの受け付け

※ 国、県、公的団体から補助金などの交付を受けている場合は、当該金額を控除した額が補助対象経費

補助額

補助対象経費の3分の2以内

営んでいる主たる業種により上限が異なる（上限額は次のとおり）

	製造業	製造業以外
電気自動車（普通自動車）	50万円	25万円
電気自動車（軽自動車）	30万円	15万円
電気自動車用充電器	100万円	50万円
省エネルギー機器	100万円	50万円
自動車・充電器の同時申請	100万円	50万円

※ 製造業は「日本標準産業分類」による

申請期間

設備の引渡し後2か月以内または令和9年3月15日の早い日まで

※ 令和9年3月16日～31日は受付対象外

6 勤労者支援

(1) 障害者雇用奨励交付金

障がい者の雇用の安定を促進するため、障がい者を雇用する事業主を支援します。

交付対象

従業者数が300人以下で、8月1日現在で次の要件を全て満たす中小企業者

- ア 市内で1年以上継続して事業を営んでいる
- イ 市内の事業所に1年以上勤務する障がい者を常用雇用
- ウ 障害者雇用率を達成
- エ 市税を完納

交付金額

- ア 市内に住所を有する（※）障がい者1人につき年額10万円
- ※ 申請年度の8月1日まで3か月以上継続して市内に住所を有することが必要
- イ 市外に住所を有する障がい者1人につき年額5万円

交付期間

障がい者を雇用した日から1年を経過した最初の8月1日から10年間

(2) 高年齢者継続雇用奨励補助金

高年齢者に継続して就労できる機会を提供するとともに、企業の人材確保や技術の継承を促進するため、高年齢者を継続雇用する事業主を支援します。

補助対象

従業者数が300人以下で、8月1日現在で次の要件を全て満たしている中小企業者

- ア 市内で1年以上継続して事業を営んでいる
- イ 66歳～70歳の方を市内事業所で1年以上継続して常用雇用し、引き続き雇用している
- ウ 市税を完納

補助金額

- ア 市内に住所を有する（※）高年齢者1人につき年額5万円
- ※ 申請年度の8月1日まで3か月以上継続して市内に住所を有することが必要
- イ 市外に住所を有する高年齢者1人につき年額1万円
- ※ 1事業所につき3人まで

補助期間

高年齢者を雇用した日から1年を経過した最初の8月1日から対象高齢者が70歳となる年度まで（雇用した日は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載された資格取得年月日）。

（3）勤労者奨学金返済助成金

奨学金の貸与を受けて大学などを卒業した市内在住在勤者に対し、返済費用の一部を助成します。

交付対象

次の全てを満たす方

- ア 大学などに在学中、日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けて卒業
- イ 初回の申請時に、大学などを卒業後満5年が経過していない
- ウ 助成金の交付を受けようとする初年度の3月31日現在に30歳以下
- エ 返済日に、市内事業所に勤務し、かつ、市内企業などに常勤従業員として採用された日から7年以内
- オ 交付を受けようとする年度の1月1日現在、市内に住民登録がある
- カ 市が行う奨学金を対象とした類似の補助制度を受けていない
- キ 市税を完納

交付金額

年間返済額の2分の1以内（上限12万円・最長7年間）

(4) 中小企業人材確保支援事業費補助金

市内の中小企業者が、就職フェアなどに出展した際の費用等の一部を補助します。

交付対象者

12 ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす方

対象事業

令和8年3月1日～令和9年2月28日に開催された新卒者や転職者向けの就職フェア（オンラインを含む）、情報サイト、人材紹介サービスで、次のいずれかの要件を満たすもの

- ア 就職支援などの専門事業者が主催し、出展者が30以上ある
- イ 国や地方公共団体が主催、共催、後援
- ウ 50以上の出展者がある
- エ 就職支援等の専門事業者が提供している就職情報サイト
- オ 就職支援等の専門事業者が提供している成功報酬型の人材紹介サービス

補助対象経費

- ア 出展料（小間料）または登録料
- イ 会場設営費
- ウ 運搬費
- エ ウェブ掲載費
- オ 紹介手数料
- カ 資料作成費（当該補助対象事業のために作成された動画、パンフレットなど）

補助額

補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

※ 同一申請者による交付申請は年度内に1回のみ

申請期間

出展、登録、紹介手数料の発生から2か月以内または令和9年3月1日の早い日まで

※ 令和9年3月2日～31日は受付対象外

(5) 中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金

国の業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金。以下、国補助金）を受けた企業に対し、賃上げのための設備投資費用などを補助します。

補助対象者

- ア 12 ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす
- イ 申請日に、国補助金の交付額の決定を受けている（交付決定ではありません）

補助対象経費

令和8年3月16日～令和9年3月15日に国補助金の適用を受けて、生産性を向上させるために行った設備投資などの経費

補助額

国補助金の補助対象経費の10分の1以内（上限60万円）

- ※ 1,000円未満切り捨て
- ※ 同一申請者による交付申請は年度内に1回のみ

申請期間

国補助金の交付額確定通知を受けた日から2か月以内または令和9年3月15日の早い日まで

- ※ 令和9年3月16日～31日は受付対象外

（6）中小企業退職金等共済掛金補助金

中小企業退職金共済または特定退職金共済に加入している市内事業主に対し、支払った掛け金の一部を補助します。

補助要件

次の要件を全て満たしている中小企業者

- ア 毎年1月1日現在で、勤労者退職金共済機構や特定退職金共済団体と、一般の中小企業退職金共済契約または特定退職金共済契約を締結
- イ 市内で1年以上継続して事業を営んでいる
- ウ 市税を完納
- エ 従業者数が300人以下

補助額

従業員1人につき、払い込んだ掛け金の10分の1以内の額（上限月額700円）

補助期間

共済契約締結月から7年間

- ※ 7年以上前に加入実績がある場合は、新規に共済契約を締結しても補助対象外。適格年金制度からの移行者や退職手当共済制度の加入者も補助対象外。

(7) 勤労者の福利厚生（ハートピア）

市勤労者福祉サービスセンター(愛称：ハートピア)は、市が出資して設立した公益財団法人です。

会社単位では難しい従業員の慶弔給付やレクリエーションなど、各種福利厚生事業を実施しています。

加入対象者

市内事業所の事業主と従業員（パートタイマーも可）

※ 市外企業に勤務する市民や市内企業に勤務する方も、個人会員として加入可

事業内容

- ア 共済給付事業（永年勤続慰労金、結婚・出産・小学校入学などの祝い金、見舞金、弔慰金）
- イ 健康の維持・増進事業（人間ドック受検料・定期健康診断受検料・インフルエンザ予防接種料の助成）
- ウ 余暇活動事業（収穫体験、観劇・コンサートチケットなどのあっせん販売、宿泊旅行助成、契約厚生施設の提供）
- エ 自己啓発事業（各種教室・資格取得対策講座の開催、カルチャーセンターの入会金・通信教育講座受講料の助成）
- オ 老後生活の安定・財産形成事業（退職金共済・年金共済の加入あっせん）

会費

会員1人につき月額600円（原則、事業主が2分の1以上を負担）

※ 事業所が従業員の福利厚生の目的で加入し負担した会費は、損金または必要経費として処理が可能

【 問い合わせ 】

勤労者福祉サービスセンター（ハートピア）

所在地 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階

電話 046-206-4151 FAX 046-206-4611

H P <https://atsugi-heartpia.zenpuku.or.jp>

e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp

(8) 厚木公共職業安定所（ハローワーク厚木）

ハローワークでは、求人者に対し、全国ネットワークを活用した職業紹介、求職者ニーズに基づく求人充足に向けた助言・指導や、就職面接会の開催などの求人者向けサービスを実施し、人材確保を支援しています。

主なサービス内容

ア 人材の紹介

求人事業主に対して、労働市場、求人充足状況の把握・分析等を踏まえた助言を行うなど、ハローワークの専門的見地から、求人充足に向けた事業主への支援を実施しています。

イ 雇用保険の適用

雇用保険被保険者資格の取得や喪失の手続きを行います。

ウ 助成金・給付金の案内

雇用の安定を図るために、さまざまな助成金・給付金の案内を行っています。

(ア) 雇用の維持

・雇用調整助成金 など

(イ) 新たな雇い入れ

・特定求職者雇用開発助成金

・トライアル雇用助成金 など

※ 他の制度や各制度の支給要件、手続きなどは、お問い合わせください。

エ 雇用管理サービス

募集・採用の相談・援助、高齢者や障がい者の適切な雇用管理に向けた援助を行っています。

【 お問い合わせ 】

厚木公共職業安定所

所在地 厚木市寿町3-7-10

電話 046-296-8609

H P <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-atsugi.html>

7 その他

(1) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の支援

神奈川県立産業技術総合研究所は、県の中核的技術支援機関として「研究開発」「技術支援」「事業化支援」「人材育成」「連携交流」の5つを柱に、研究開発から事業化までの一貫支援を行います。

主な支援内容

ア 研究開発、技術支援、事業化支援

製品化・事業化につながる基礎的研究、開発ニーズと研究シーズを結び付けた共同研究などを行うとともに、技術相談、試験計測、機器使用、技術開発受託（受託研究）を通して企業の新製品開発を支援します。デザインや知財支援、デジタル技術支援などによる事業化に向けた支援も行います。

イ 人材育成

中小企業などのものづくりの中核を担う技術者、先端の研究開発を担う研究者を育成するための研修、次世代の子どもたちを対象とした科学技術の普及啓発を行います。

ウ 連携交流

経営支援機関や他の技術支援機関、国の研究機関、大学などとのネットワークを活用したコーディネート支援を推進するとともに、フォーラム、セミナーを通じた交流の場や技術情報の提供を行います。

【 問い合わせ 】

地方独立行政法人

県立産業技術総合研究所

所在地 海老名市下今泉 705-1

電話 046-236-1500(代表)

アクセス 小田急小田原線、相模鉄道線、
JR相模線「海老名駅」から徒歩約15分



(2) インキュベーションルーム

設立したばかりの企業などを一定期間育成して、一人前に育て上げる施設をインキュベーションルームと呼びます。

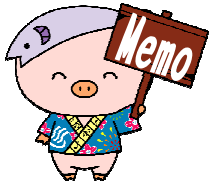
ビジネスが軌道に乗るまでの間、事務室の提供とともに、資金、人材、経営などの面で指導・助言を受けることができます。

各施設には、製造・IT関連・サービスなどを主な事業とするベンチャー企業や起業家が入居。事業拡大に向け、オリジナル製品やシステムサービスの開発を進めています。大手企業からの受注も増え、販路拡大においても実績を残しています。さらに特許申請も増えるなど、少しずつ羽ばたき始めています。

インキュベーションルームでは、独創的な技術・サービスを掲げて新事業に挑戦する起業家を募集しています（入居に際しては「書類審査」「面接審査」を実施）。

施設名	所在地	連絡先
厚木アクスト インキュベーションルーム	厚木市岡田 3050 厚木アクストメインタワー (東名高速厚木IC付近、本厚木駅からバス約10分)	(株)ATP 046-205-3288
神奈川工科大学 ITエクステンションセンター インキュベーションルーム	厚木市中町3-3-17 (本厚木駅から徒歩3分)	(株)神奈川工科大学企画 046-296-5070
厚木商工会議所 インキュベーションルーム	厚木市栄町1-16-15 (本厚木駅から徒歩10分)	厚木商工会議所 046-221-2151
Agora Hon-atsugi インキュベーション施設	厚木市泉町1番1号 本厚木ミロード①6階 (本厚木駅直結)	Agora Hon-atsugi 046-271-8145

※ 空室状況や賃料などの詳細は、直接お問い合わせください。



A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 lines spaced evenly down the page.



厚木市 中小企業支援制度

検索



産業文化スポーツ部 産業振興課

☎ 046-225-2832 ✉ 3900@city.atsugi.kanagawa.jp